

解体業及び破砕業の変更届に必要な書類一覧

届出書類 (○) 及び 添付書類 (※)	名称、 氏名、 住所、 代表者 の氏名 の変更	法定 代理人 の変更	法人 役員 の変更	法人 株主 又 は 出資者 の変更	使用人 の変更	事業所 の名称 及び 所在地 の変更	事業の 供施概 に する 要 の変更	標準作 業書 の変更
○解体業変更届出書 (法規定様式7) 又は ○破砕業変更届出書 (法規定様式11)	○	○	○	○	○	○	○	○
※誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
※変更後の事業の用に供する施設 の構造を明らかにする図面、設 計計算書、付近の見取図						○	○	
※施設の所有又は使用権原を有 することを証する書面						○	○	
※標準作業書 (追加又は変更した事業所のみ)						○	○	○
※政令で定める使用人の住民票 (本籍地記載のもの)及び登記事 項証明書					○			
※許可証の原本	○							
《 <u>届出者が法人の場合</u> 》 ※定款又は寄付行為	○							
※法人の登記簿謄本(履歴事項 全部証明書)	○		○					
※変更役員の住民票(本籍地記 載のもの)及び登記事項証明書			○ (新たに 就任し た者の 分のみ)					
※変更後の持分100分の5以上 の株主又は出資者の持株数又 は出資金額を記載した書類及 び住民票(本籍地記載のもの)並 びに登記事項証明書				○ (新たに 就任し た者の 分のみ)				
《 <u>届出者が個人の場合</u> 》 ※住民票(本籍地記載のもの)及 び登記事項証明書	○							
《 <u>届出者が未成年の場合</u> 》 ※代理人の住民票(本籍地記載 のもの)及び登記事項証明書		○						

(注1) 上記添付書類のうち外国籍の方の住民票については、国籍が記載されたものを添付すること。

(注2) 上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本1部提出してください。

添付書類の注意事項

申請書類（○印）及び添付書類（※印）	注意事項
※誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・法第62条第1項第2号イからヌに規定されている欠格要件に該当していない旨を誓約する書面です。 ・欠格要件に該当している場合は許可されませんのでご注意ください。
※解体業又は破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置図や現有施設については、適宜、写真を添付してください。
※施設の所有又は使用権原を有することを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物については、（土地）全部事項証明書及び（建物）全部事項証明書並びに公図（又は地籍図）を添付してください（いずれも申請受付時点において発行日から3か月以内のもの）。また借地・借家の場合は、賃貸借契約書などの写しも併せて添付してください。 ・施設については、売買・賃貸借契約書・償却資産目録、発注書・納品書などの写しを添付してください。
※標準作業書（注3）	<ul style="list-style-type: none"> ・写真添付で詳細な説明に代えることができます。 ・記載事項は、別添の「標準作業書記載例」を参考にしてください。
※解体業又は破砕業許可証	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の記載事項を変更する場合、原本を返納してください。（写しの場合は、許可証交付時に原本を返納してください。）
※委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は申請者本人でない者、法人の場合は社員でない者が提出する場合に必要

（申請者が法人の場合）

※定款又は寄付行為	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で有効な定款である旨の申立てを記載してください。
※法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。
※住民票 ・役員全員 ・政令で定める使用人 ・持分100分の5以上の株主又は出資者	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員は監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・住民票は本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものをお願いします。 ・株主又は出資者が法人である場合はその法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。
※登記事項証明書 ・役員全員 ・政令で定める使用人 ・持分100分の5以上の株主又は出資者	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員には監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。

（申請者が個人、未成年の場合）

※住民票 ・申請者 ・法定代理人 ・政令で定める使用人	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・住民票は本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものをお願いします。
※登記事項証明書 ・申請者 ・政令で定める使用人	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。